

(参考様式8)

みのり居宅介護支援事業所
指定居宅介護支援介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社ハーベストライフが開設するみのり居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者からの相談に応じ、要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、ご本人やそのご家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(基本方針)

第2条 ご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めるように配慮し、ご利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス、及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援する。

(運営の方針)

第3条 事業所が実施する事業は、ご利用者が要介護状態となった場合においても、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。

2 ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス、及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、ご利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 事業を行うにあたっては、ご利用者の居住する市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 みのり居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 静岡県三島市中田町551

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介

介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じ、要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、ご本人やそのご家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

介護支援専門員は業務の状況により増員することができる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
但し、年末年始の12月31日～ 1月 3日は休日とする。
- (2) 営業時間 8時15分から17時15分までとする。
- (3) 緊急連絡先 担当介護支援専門員緊急連絡先にて24時間体制での受付。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第7条 「指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例、規則（平成26年4月静岡県条例第51号、静岡県規則第12号）」に定める取扱方針を遵守するものとし、指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 1 ご利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応
当事業所内相談室又はご利用者宅等において行う。
- 2 課題分析の実施
 - (1) 課題分析の実施にあたっては、ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者及びそのご家族に面接して行うものとする。
 - (2) 課題分析の実施にあたっては、ご利用者の生活全般についての状態を十分把握し、ご利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
 - (3) 使用する課題分析票の種類は全国社会福祉協議会方式を基本とする。
- 3 居宅サービス計画原案の作成
ご利用者及びそのご家族の希望並びにご利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- 4 サービス担当者会議等の実施
居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。但し、やむを得ない理由がある場合のみ、担当者に対する照会を行う。
- 5 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等についてご利用者又はそのご家族に対して説明し、文書によりご利用者の同意を得るものとする。

6 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、ご利用者及びそのご家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況やご利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(居宅介護支援の利用料等)

第8条 居宅介護支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- 1 居宅介護支援の利用料は厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、法定代理受領の場合は、ご利用者からの利用料の支払は受けないものとする。
- 2 提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。

(事故発生時における対応方法)

第9条 事業者は、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、ご利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行うものとする。
- 3 ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(損害賠償保険への加入)

第10条 本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社） 財団法人 介護労働安定センター
保険名	介護事業者賠償責任補償

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、三島市・沼津市・清水町・長泉町・函南町の区域とする。

(虐待防止に関する留意事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に関催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (1) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (3) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所介護従事者又は養護者（ご利用者のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村等に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第13条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、従事者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密、個人情報について、予め文書によりご利用者又はそのご家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほかについては、ご利用者又はそのご家族、有限会社ハーベストライフ又は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年11月01日から施行する。

この規程は、平成25年04月01日から施行する。

この規程は、平成29年11月01日から施行する。

この規程は、平成30年04月01日から施行する。

この規程は、平成31年04月01日から施行する。

この規程は、令和03年12月01日から施行する。